

鹿児島市 客引き行為等の禁止に関する条例

客引き行為等をしない! させない! 利用しない!

施行日 令和5年10月1日

客引き行為等禁止区域内の 公共の場所における

- ① 客引き行為・客待ち行為
- ② 勧誘(スカウト)行為・勧誘待ち行為
- ③ 客引き行為を用いた営業

が『**全ての業種で禁止**』されます



「公共の場所」とは、道路、公園、広場など、不特定多数の方が通行または利用する場所

違反者への措置と罰則

指導 ▶ 警告 ▶ 命令 ▶ 過料
(5万円以下)

客引き行為等禁止区域において違反行為を行った場合「指導」「警告」「命令」「**過料(5万円以下)**」の罰則等を科すほか、

住所・氏名・店舗名等を公表することがあります。

違反行為者だけでなく客引き行為をさせた店舗や事業者も対象となります。



規制の対象となる行為

客引き行為



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいいます。

勧誘(スカウト)行為



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為をいいます。

客待ち・勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。

客引き行為を用いた営業



客引き行為をした者等から紹介を受けて、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせる行為をいいます。

本条例の規定にかかわらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や鹿児島県の「公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例」に違反する行為は、それぞれの法令による処罰の対象となります。

規制の対象とならない行為

ティッシュ・チラシ等を配布する行為



不特定多数に呼びかける行為



街頭アンケートやテレビ局等がインタビューを依頼する行為



これらの行為であっても、公共の場所で、相手方を特定し、客引き行為または勧誘行為に発展した場合は、規制の対象となります。

皆様のご協力をお願いします!

事業者の方へ

禁止規定を順守するとともに、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導・監督をお願いします。

市民・観光客の方へ

客引き・勧誘等はきっぱりと断り、利用しないようにしましょう。

お問い合わせ先 鹿児島市役所 危機管理局 安心安全課
TEL.099(216)1209 FAX.099(226)0748



<https://www.city.kagoshima.lg.jp>

鹿児島市 客引き

検索